危険物施設の事故等に係る通報の遅延に関する 注意喚起情報

1 事故通報

危険物施設において、危険物の流出、その他の事故が発生したとき、それらの事故を発見した者が直 ちに、その旨を所轄消防機関に通報しなければなりません。(消防法第16条の3第2項)

これは、危険物施設等の事故発生後、所轄消防機関が、事業所による被害拡大防止のための最善な応急措置が講じられているか。事故後の危険物施設の安全性を確認することで、必要に関与し、安全性を維持していくことが必要であると考えられるからです。

平成28年4月1日から平成29年1月20日までに、川越地区消防局が把握している危険物施設の事故は、7件であり、前年度1件と比較して大幅に増加しています。

平成28年12月に発生した事故では、消防機関が事故を知り得るまでに、約3週間を要し、かつ、消防機関への通報が危険物施設関係者ではなく、事故を復旧するための工事業者から通報された事案が発生しました。

川越地区消防局では、直ちに現場調査を行い、危険物施設の安全性を高めるため、関係者に必要な指示をしたところです。

- ▶従業員等は、危険物施設において事故が発生した時は、たとえ小さな事故であっても、施設関係者の判断で通報するか否かを判断するのではなく、直ちに所轄消防機関へ必ず通報してください。
- ▶保安監督者等、危険物施設の安全性を維持管理する中心的な立場にある方は、全従業員に対して事故時の適切な対応について、保安教育をお願いします。
- ▶事業所管理者は、事業所において、事故時の適切な通報体制の構築をお願いします。

2 事故通報遅延時の措置

危険物取扱者は、事故通報の遅延によって、事故通報義務違反と認められる場合は、消防法に基づき危険物取扱者免状の返納命令になることがあります。

また、違反者の行った違反行為が事業主の管理監督責任懈怠等に起因するような場合は、事業主に対しても再発を防止するため、一定の違反是正措置を講じる場合があります。

問い合せ先

川越地区消防局予防課保安担当 TEL049-222-0744